

この原稿を書いている間に、「国保の保険料納付期間を5年延長し64歳までとする」といった話が議論されている。60歳以降も働く人が多くなっていることを理由としているようだが、平均寿命の伸びとともに年金受給者が増加し、財政的に厳しくなっていることは否めない。度重なる年金制度の改正は、この先どうなるのかが離せない。これまで、年金保険料は段階的に引き上げられてきた一方で、年金受給開始年齢は段階的に繰り下げられ、ゴールはどんどん遠くなっていくばかりだ。年金制度の相次ぐ改定や定年制度の延長など、私たちのリタイア後の生活設計もそれに合わせた対応を考えねばならない。

リタイア後の生活設計は、多様化する生活スタイルや家族構成などなど、それぞれに合ったプランニングでなければならない。この度、年金受給開始年齢を75歳まで繰り下げることが可能となったが、その開始時期の判断にあっては、多くの方に迷いがあるように見受けられる。ならばここで「生活知恵袋」の出番

となる訳だが、「生活知恵袋」たるゆえんは単に制度改定を説明するだけでなく、それぞれの生活環境にあった判断の仕方を解説するところにある。当然、今後の受給方法の判断は各家計によって分かれるところだ。であれば、年金制度全体の知識を身につけていただくのと同時に、それを踏まえた判断材料を提供することが重要だ。

それというのも、現状の年金受給額などを把握し、老後の生活設計を立てるには、あまりにも断片的な情報しか得られていないケースが多く、もう一步踏み込んだ情報入手が必要なのである。今回のテーマである公的年金の「繰上げ・繰下げ」の金額を知るには、そもそもの年金受給額を知ることから始めなければならない。とりわけ50歳未満の方が受け取る年金定期便に記載された年金額は、将来の見込み額ではないだけに、それだけでは何の判断も付かないと言ってもいい位だ。早く知ること、そして時間を味方につけた早めの対策を取りたいものだ。

今月も
つぶやき
ます!

つぶやき
がんちゃん



齋藤 廣勝
(さいとう ひろかつ)
株式会社トータルライフサポート
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー
- ・金融広報アドバイザー

繰上げ受給と繰下げ受給

年金の受給開始年齢は原則65歳であるが、これを受給者の希望で早くもらったり、据え置いて後からもらうことが出来る。これが「繰上げ受給」と「繰下げ受給」で、繰り上げてもらえば年金額は減額となり、繰り下げてもらえば増額となるのがこの制度のあらましだ。その選択は、一体どう考えたいのだろうか？ それぞれの就労状況、健康状態、年金受給額、家族構成によっても判断は異なる筈なのだが、それぞれの状況に即した判断がされていれば良いのだが、どうやらそうではなく、漠然とした選択をしている方が多いようだ。ここに来て「繰下げ期間の拡大」と「繰上げによる減額率の縮小」が改定されたが、選択肢が広がった分、それぞれに合った判断をするためにも、この度の改定をしっかりとして押さえてほしい。

繰下げ受給年齢の拡大

ご承知の通り、本来の公的年金の受給開始年齢は65歳となっているが、この原則の部分は何

も変わってはいないので、原則的な受給をする方にとっては何も変わらない。しかし、65歳で受け取らずに繰り下げる期間は70歳までだったが、この度の改正では5年延長となり75歳まで繰り下げることが出来ることとな



保険と暮らしの相談センター

“ご加入中の火災保険は大丈夫!?”

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えています。現在ご加入中の火災保険でしっかり対応できますか？
ぜひ補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

株式会社 トータルライフサポート
total life support 募集代理店

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
● 営業時間 / 9:30~18:00
(土・日・祝日は9:30~17:00)
● 定休日 / 水曜日

TEL 018-827-7611
FAX 018-827-7610
URL http://tls-akita.co.jp

● 紳士服のコナカ
● すずきクリニック エネオス
● 当店
● マクドナルド
● 洋服の青山

詳細はホームページでもご覧いただけます。

った。(図1)

繰下げが出来る期間は年単位ではな
く月単位での繰り下げが可能で、その増
減率は1カ月あたり0.7%増となる。

増減率＝繰下げ月数×0.7%

長期間繰り下げること最大84%
の増額、いわゆる1.84倍の年金額と
なり、「これだけ聞けば」凄じい「というこ
とになる」。そして、繰下げにより増
額された年金は、その後一生変わらない
金額を受給できる。繰下げの判断、
さてどうしたものか!?

年齢	増減率
66歳	8.4%
67歳	16.8%
68歳	25.2%
69歳	33.6%
70歳	42.0%
71歳	50.4%
72歳	58.8%
73歳	67.2%
74歳	75.6%
75歳	84.0%

繰上げ減額率の縮小

繰上げ受給は、本来65歳から受給す
るものを、前倒しでもらおうというも
のである。先の通り、繰下げは1カ月
あたり0.7%の増額となるが、ここ
らは早くもらう分、減額となってしまう。
減額率はというと、改定前から0.
1%縮小となった縮小という聞こえ
は良くないが、減額される割合が小さ
くなった訳で、歓迎すべき改定である。

改定前：減額率＝繰上げ月数×0.5%
改定後：減額率＝繰上げ月数×0.4%

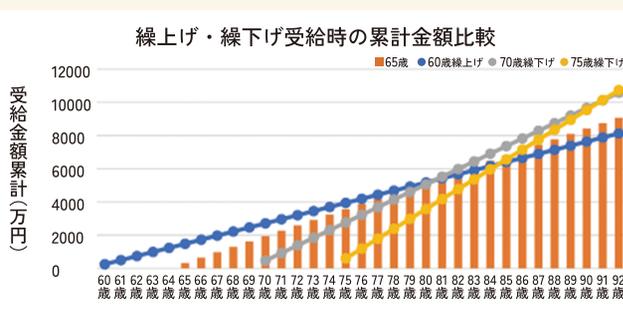
年齢	減額率
60歳	24.0%
61歳	19.2%
62歳	14.4%
63歳	9.6%
64歳	4.8%

※1962(昭和37)年
4月1日以前生まれの
人の減額率は0.5%

繰下げ繰上げ受給の実際

さて、制度自体の仕組みが分かった
ところで、それぞれの受給方法の合計

金額がどう違うかをイメージできる
ように表とグラフにしてみました。見
てみよう。(夫婦2人の合計年金額の
シミュレーション)



オレンジの棒グラフは65歳からの
本来支給の累計額を表している。これ
を、70歳まで繰り下げた灰色の線と比
較してみると、81歳にならないと65歳
の本来支給を追い越せない。次に75歳
まで繰り下げた(黄色の線)場合86歳
にならないと追い越せない。

また、視点を交えて70歳繰下げと75歳
繰下げを比較してみると、75歳繰下げ
が70歳繰下げを追い越すのは91歳だ。
長生きしなくっちゃ…。一方、60歳ま
で繰上げ(前倒し)た場合はどうなる
のだろうか?年金額は本来支給(65
歳)に比べ、5年繰上げ(60歳)の場合

減額率は24%のマイナスとなるが、な
んせ5年間早くもらっているため本
来支給が60歳繰上げを追い越す年齢
は80歳だ。人の生死を電卓での損得計
算するのは不謹慎かもしれないが、仮
に79歳時にその累計額を計算すると、
減額率24%の繰上げ支給が最も有利
という結果になってしまう。そして、
注目すべきは80歳時点を見てみると、
60歳受給、65歳受給、70歳受給の何れ
も大差はなく、75歳繰下げでは大きく
下回るという事実だ。単純に累計だけ
でその是非を判断するものではない
ことは勿論だが、この試算に限っての
結論は次のようになる。

- ・79歳までは60歳繰上げが有利
- ・80歳時にはほぼ75歳繰下げ以外ほ
ぼトントン
- ・81歳〜90歳までは70歳繰下げが有利
- ・91歳以降になると75歳繰下げが有利

どの方法を選ぶか

ここまでの解説は、どちらかという
と制度面の話であり、ここが分かった
からと言って、受給方法を選択できる
かというところが簡単な話ではない。改
めて言うが、受給方法はそれぞれの加
入する年金の状況や、生活環境、資産
状況、就労状況、家族構成などで
その判断は当然に違ってくる。その選
択方法と考え方の一例をあげてみよう。
・勤労収入があり、とりあえず生活費
は足りているので基礎年金、厚生年金
とも繰り下げる。
・年金額が少ないため、少しでも長く
働いて仕事を続けたい。その期間は基

礎年金。厚生年金ともに繰下げること
で増額になるし、厚生年金を掛けた分
の年金が増えることも期待したい。
・働いてはいるものの所得は多くな
いため、基礎年金または厚生年金だけ
を受給し、一方厚生年金または基礎
年金は繰下げる。

- ・夫の方が年上のため、夫死亡後の年
金を考えれば生活費は不足するので、
今は夫の年金と妻の厚生年金で生活
し、妻の基礎年金だけを繰り下げる。
- ・60歳で定年退職したが、健康上の問題
で再就職は難しい状況だ。長生きにも
自信はないし、早くもらった方が有利
と思われるので60歳まで、基礎年金・
厚生年金とも繰り上げてもらう。

この様に、それぞれの置かれた状況
で受給方法の考え方も判断の仕方も
異なってくる。要するに、年金の受給
方法は単に損得のみではなく、それぞ
れの生活設計に直結する問題として
位置付けなければならない筈だ。生活
設計と年金受給をツールで判断し、
何がベストな方法なのかを充分なシ
ミュレーションの元に決定してもら
いたい。こじつける訳ではないが、こ
んな時こそ「家計のホームドクター」
※1) を利用したいものだ。
大事なのは、年金受給自体を目的と
するだけでなく、老後の生活設計と位
置付け、家計収支の把握と見直し、そ
れに合わせて働き方の問題も含めた
計画を立てることだ。

来月号は

今回、書ききれなかった繰上げ・繰
下げの注意点と、老後の生活設計に触
れてみようか。

※「家計のホームドクター」はNPO法人日本FP協会の登録商標です。